

上越市市民投票条例 逐条解说書

平成25年9月(改訂版)

上 越 市

目次

第1条 目的	1
第2条 定義	1
第3条 投票資格者	5
第4条 市民投票に関する事務の委任	6
第5条 市民投票の請求手続等	7
第6条 投票資格者の署名の収集等	8
第7条 投票資格者名簿の調製及び必要な署名数の告示	8
第8条 市民投票の投票日等	9
第9条 市民投票の形式	10
第10条 情報の提供	11
第11条 投票運動	11
第12条 市民投票の成立要件等	12
第13条 開票結果の告示及び通知	13
第14条 請求等の制限期間	13
第15条 投票及び開票	14
第16条 委任	14
附則	14

(目的)

第1条 この条例は、上越市自治基本条例(平成20年上越市条例第3号。以下「自治基本条例」という。)第39条の規定に基づき、市民投票の実施に関し必要な事項を定め、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿って決定をなすことにより、市民参画を推進し、もって市民主体の市政運営に資することを目的とする。

【趣旨】

この条は、この条例が規定している内容の概要と制定の目的を明らかにするものである。

【解釈・運用】

平成20年4月に施行された上越市自治基本条例(以下「自治基本条例」という。)において、市民投票制度について、請求に必要な署名の数、投票権を有する者の年齢等の制度の大きな枠組みのみを規定し、具体的な手続等については「別に条例で定める」とされていることから、この条例では、市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものである。

この条例は、市政運営に係る重要事項について、市民投票を実施することにより、市民の意見確認を行い、市長はその結果を尊重した上で市政に反映させることにより、市民参画を推進し、市民主体の市政運営に資することを目的としている。

(定義)

第2条 この条例において「市政運営に係る重要事項」とは、市及び市民に直接の利害関係を有する事項(市の権限に属さない事項にあつては、対外的に市の意思を表示するものに限る。)であつて、市民の間又は市民、市議会若しくは市長等の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、市民に直接その賛成又は反対の意思を問う必要があるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき市民による投票を実施することができる事項
- (2) 市長等の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項並びに市長等の内部の事務処理に関する事項
- (3) 市税、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項
- (4) その他市民投票の実施が不相当と認められる事項

2 この条例において「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

【趣旨】

この条は、この条例で用いる用語の意義を明らかにするものである。

【解釈・運用】

(第1項)

この項は、自治基本条例第39条に規定されている市民投票を実施することができる「市政運営に係る重要事項」について、定義するものである。

市民投票は、投票という手段を用いた市民参画の仕組みであり、市及び市民に重大な影響を及ぼす事案について実施することが想定されるものである。そのため、市民投票の実施に至るまでの間、市民の間又は市民、市議会若しくは市長の間で十分な議論が尽くされるべきである。

その中であって、市民投票制度は間接民主制との関係や設問の形式が二者択一を基本とすること等を踏まえると、市政運営に係る重要事項のすべてが投票の対象事項になじむものではない。

「市政運営に係る重要事項」とは、次のいずれにも該当するものである。

市及び市民に直接の利害関係を有する事項であり、

市民の間又は市民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況があり、

市民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があるもの

「直接の利害関係」とは、市政運営及び市民の生活に直接的に個別具体的な影響を及ぼすものをいう。

「市の権限に属さない事項」とは、市が自ら実施主体となり得ないものをいう。具体的には、次のものがある。

(具体例)

- ・市が県立病院の設置を決定すること。
- ・市が国道又は県道の整備を決定すること。
- ・国の出先機関の存続を決定すること。
- ・産業廃棄物処理場の設置を決定すること。

「市の権限に属さない事項」であっても、法令の規定により市長の意見を求められる案件はもとより、市として団体の意思を表明するものについて市民投票は可能である。具体的には、次のものがある。

(具体例)

- ・県に県立病院の設置を求めること。
- ・国又は県に国道（又は県道）の整備を求めること。
- ・国の出先機関の存続を求めること。
- ・産業廃棄物処理場の設置を求めること。（法令の定めに基づく意見を述べること。）

「重大な意見の相違が認められる状況」とは、市民の間又は市民、市議会若しくは市長等の中で大きな意見の隔たりがある状況又は意見の対立により市が二分されているような状況をいう。

「その他の事情」とは、市民投票以外の市民参画の制度（各種審議会やパブリックコメント等）を通じ、十分な議論を行ってもなお問題の解決が図られていないような事情をいう。

この項のただし書及び各号は、市民投票の対象事項については、制度の趣旨や位置付けを踏まえるとできるだけ広くとらえることが望ましいが、個人の誹謗中傷^{ひぼう}を目的としたものなど、明らかに投票の対象とならない事項については、対象から除外するべきであることから規定するものである。

（第1項第1号）

この号は、既に法令上で住民投票が規定されているものについては、この条例に定める市民投票制度ではなく、法令に基づく手続により投票を請求することができるため対象から除くものである。法令で住民投票が規定されているものの具体例は、次のとおりである。

（具体例）

- ・ 市議会の解散請求（地方自治法第76条）
- ・ 市議会議員の解職請求（地方自治法第80条）
- ・ 市長の解職請求（地方自治法第81条）
- ・ 合併協議会の設置（市町村の合併の特例等に関する法律第4条）

（第1項第2号）

この号は、職員の任免や指揮監督等の市の組織、人事の案件や予算の調製権や執行権の権限に関わる事項のほか市の執行機関の内部事務処理については、地方自治法に定める市長の専決事項であり、投票になじまないため対象から除くものである。

予算の調製権や執行権を除外することについては、市の行う政策について財政支出を伴うものすべてを投票の対象から除外するものではなく、法律に基づく調製権や執行権の権限そのものを否定するものや、政策判断の伴わない日常の契約事務等の内部の事務処理を除外するものである。具体的には、次のものがある。

（具体例）

- ・ 部長（又は課長）の降格
- ・ 課の設置
- ・ 通常の契約事務

(第1項第3号)

この号は、地方自治法に規定する直接請求において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料」が対象外とされていることを踏まえ、投票の対象から除外するものである。

なお、地方自治法においては、市民の負担が軽くなることのみをもって誰からも賛成が得られやすいものであり、その結果が当該団体の財政に与える影響について十分検討されないままに容易に請求が成立する可能性があるため対象から除外しているものである。具体的には、次のものがある。

(具体例)

- ・市民税の税率の引下げ
- ・公共施設の使用料の引下げ

(第1項第4号)

この号は、第1号から第3号までに規定されているもののほか、社会経済情勢の変化等に応じて、現時点は想定されない事由が生じる可能性もあることから、概括的な項目を定めるものである。

この号に基づき、対象から除外する場合にあっては、合理的な理由が必要となるため、市民に疑念を抱かれるような恣意的な解釈は許されないものである。具体的に除外される例としては、次のものがある。

(具体例)

- ・特定の個人又は団体を誹謗中傷したり、権利利益を侵害するおそれのあるもの
- ・特定の個人又は団体に対し利益を誘導するもの
- ・専ら特定の地域のみに関わる事項で全市に意見を確認する必要性が低い事項(区の歩道整備等)

(第2項)

この項は、永住外国人について定義するものである。

(第2項第1号)

「永住者」とは、日本に永住できる在留資格を持つ者であり、出入国管理及び難民認定法第22条又は第22条の2の規定に定める手続により法務大臣から永住の許可を得ている者をいう。

(第2項第2号)

「特別永住者」とは、日本との平和条約の発効により日本国籍を離脱した者であり、終戦前から引き続き日本に在留しているものやその子孫のうち、日本に永住することができる法的な地位を持つ者をいう。

(投票資格者)

第3条 自治基本条例第39条第2項に規定する請求権者は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「投票資格者」という。)とする。

- (1) 年齢満18歳以上の市民
- (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市に住民票が作成された日(他の市区町村から本市の区域内に住所を移した者で同法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者

(3) 次のいずれかに該当する者

- ア 日本の国籍を有する者
- イ 永住外国人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票の投票権を有しない。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項又は第252条に規定する者
- (2) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条に規定する者

【趣旨】

この条は、市民投票の投票資格者を明らかにするものである。

【解釈・運用】

(第1項)

この項では、自治基本条例第39条第2項に規定する請求権者について、投票資格者と同一であることを定義し、その上で、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものと規定されていることから、在住要件、外国人の投票資格とその範囲について定めるものである。

(第1項第2号)

「3箇月」の要件は、公職選挙法に基づく地方選挙では「地縁的關係などからみて、少なくとも引き続き一定期間その地域に住んでいる者に、その地域の住民としての権利を与えることが住民自治の趣旨にかなう」として3箇月間の在住要件を定めていることから、同様に規定したものである。

「他の市区町村から本市の区域内に住所を移した者で同法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日」を規定したのは、公職選挙法の規定を引用し、事務処理の關係で届出日と住民票の作成日にずれが生じる可能性があるためである。

(第1項第3号)

この号の「永住外国人」については、一定期間以上日本に在留し、日本国籍を持つ者と同様に納税の義務を負い、永住の意思を示していることを考慮し、投票資格を認めるものである。

(第2項)

この項は、第1項の規定にかかわらず、市民投票制度が、市政運営に係る重要事項について市民の意思を確認する重要な市民参画の制度であることを踏まえ、公職選挙法の考え方に準じ、以下の各号に該当する者については投票資格を与えないことを規定するものである。

(第2項第1号)

公職選挙法第11条第1項に規定する者とは、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)などをいう。

公職選挙法第252条に規定する者とは、公職選挙法に基づき選挙犯罪を犯した者をいう。

(第2項第2号)

政治資金規正法第28条に規定する者とは、同法に基づき一定の犯罪を犯した者をいう。

(市民投票に関する事務の委任)

第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、市民投票の管理及び執行に関する事務の一部を選挙管理委員会に委任する。

【趣旨】

この条は、市民投票の管理及び執行に関する事務の一部について、地方自治法の規定に基づき選挙管理委員会に委任することを明らかにするものである。

【解釈・運用】

「市民投票の管理及び執行に関する事務」とは、市民投票の実施を請求する際に必要な署名の審査に係る事務及び市民投票を実施する際の投票所の開設並びに投票期日の設定等を意味している。

「選挙管理委員会に委任する」こととしたのは、市民投票の公正な実施を担保するためである。

（市民投票の請求手続等）

第5条 自治基本条例第39条第2項の規定により市民投票の実施を請求しようとする代表者（以下「請求代表者」という。）は、あらかじめ市長に対し、市民投票に付そうとする事項及びその趣旨が市政運営に係る重要事項及び第9条に規定する市民投票の形式に該当することの確認を請求し、かつ、請求代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請（以下「請求等」という。）があったときは、当該請求等の内容を確認し、市民投票に付そうとする事項及びその趣旨が市政運営に係る重要事項及び第9条に規定する市民投票の形式に該当すること又は請求代表者が投票資格者であること（以下「市民投票実施要件」という。）が認められないときは、当該請求代表者に対し、相当の期間を定めて当該請求等の補正を求め、又は当該請求等を却下しなければならない。

3 市長は、請求等の内容が市民投票実施要件に該当するとき又は請求代表者が前項の規定による補正の求めに応じたときは、速やかに請求代表者に代表者証明書を交付するとともに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

4 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、請求等があった日の直前に第7条第1項の規定により調製された投票資格者名簿に登録されている投票資格者の総数の50分の1及び4分の1の数（以下「必要署名数」という。）を当該代表者証明書に記載するとともに、代表者証明書を交付した旨及び必要署名数を告示しなければならない。

5 選挙管理委員会の委員又は職員である者は、請求代表者になることができない。

【趣旨】

この条は、市民投票の請求手続等について規定するものである。

【解釈・運用】

（第1項）

この項は、署名活動開始前に市民投票に付そうとする事項の内容及び形式について確認し、場合によっては補正を経た上で、市民投票に付そうとする事項の内容を確定させ、代表者証明書を交付した後に署名活動に入るという手続について定めるものである。

請求代表者は、この項の規定に基づき、市民投票に付そうとする事項とその趣旨を記載した書類により市長に申請し、市長に対してその事項が第2条に規定する「市政運営に係る重要事項」に該当するか否か、市民投票の形式に該当するかどうかの確認を求めるとともに、代表者自身に投票資格があるかどうかの確認を行うため、請求代表者の証明書の交付を申請することとする。

この項の手続に必要な具体的な書類については、規則で定めるものとする。

（第2項）

この項は、第1項の規定による請求等があった場合の市長による確認手続について定

めるものである。

市長は、この項の規定に基づき、請求等の内容が第2条に規定する市政運営に係る重要事項に該当するか否か、第9条に規定する投票の形式に該当するかどうか（以下「市民投票実施要件」という。）の確認を行い、市民投票実施要件に該当しない場合には、請求代表者に対して、相当の期間を定めて内容の補正を求めるか、申請を却下するものである。

（第3項）

この項は、請求等の内容が市民投票実施要件に該当するとき又は請求代表者が第2項の補正の求めに応じた場合の手続について定めるものである。

（第4項）

この項は、市民投票に係る請求要件が整い、代表者証明書を交付する場合に、必要な投票資格者数を代表者証明書に記載し、告示することを義務付けたものである。

（第5項）

この項は、地方自治法第74条第6項の規定による直接請求代表者の資格制限に準じて、市民投票の請求代表者の資格制限を定めたものである。

（投票資格者の署名の収集等）

第6条 自治基本条例第39条第2項及び第7項に規定する連署に関する手続は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に定める直接請求の手続の例による。

【趣旨】

この条は、市民投票の実施を請求する際に必要な署名の収集方法が地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則に定める直接請求の手続の例によることを明らかにするものである。

【解釈・運用】

「地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則に定める直接請求」とは、条例の制定又は改廃の請求などをいう。

この条の規定に基づき、第5条に定める手続が完了した請求代表者は、署名を収集し、署名の効力について、選挙管理委員会の審査を受けることとなるものである。

「連署」とは、同一の書面に数人が署名することをいう。

「例による」とは、他の事項に関する制度を包括的にとらえ、それによることをいう。

（投票資格者名簿の調製及び必要署名数の告示）

第7条 選挙管理委員会は、公職選挙法に基づく選挙人名簿に準じて、投票資格者名簿を調製しなければならない。

2 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製したときは、直ちに必要署名数を告示しなければならない。

【趣旨】

この条は、投票資格者名簿の調製及び市民投票の請求を行うために必要な署名数の告示を義務付けるものである。

【解釈・運用】

(第1項)

この項では、公職選挙法に基づく選挙と同様、市民投票の実施に当たっては、投票資格者名簿を調製しなければならないことを定めるものである。

この条例による市民投票制度は、満18歳以上の未成年者及び満18歳以上の永住外国人にも投票資格があるため、公職選挙法による選挙人名簿をそのまま投票資格者名簿とすることはできない。

このことから、選挙人名簿(満20歳以上の市民)、住民基本台帳から対象者を抽出した名簿(満18歳以上20歳未満の市民)、満18歳以上の永住外国人の名簿の3種類のをあわせて新たに投票資格者名簿として作成することとなる。

投票資格者名簿の具体的な調製方法については、規則で定めるものである。

(第2項)

「必要署名数を告示する」こととしたのは、市民投票の請求のための署名の収集活動においては、請求に必要な署名の数を把握する必要があるためである。

(市民投票の投票日等)

第8条 市長は、自治基本条例第39条第1項、第6項及び第7項の規定により市民投票を実施しようとするときは、直ちにその旨を告示するとともに、選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内において、投票日を定め、市民投票を執行しなければならない。

3 前項に規定する投票日(以下「投票日」という。)は、衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、新潟県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙の期日(以下「選挙期日」という。)以外の日でなければならない。

4 選挙管理委員会は、投票日を定めた後に、当該投票日が選挙期日と同一の日となったときは、当該投票日を変更しなければならない。

5 選挙管理委員会は、投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までに告示しなければならない。前項の規定により当該投票日を変更した場合も、同様とする。

【趣旨】

この条は、市民投票の投票日等を明らかにするものである。

【解釈・運用】

(第1項)

この項は、市民投票を実施する場合には、直ちにその旨を告示し、選挙管理委員会に通知することを市長に義務付けるものである。

(第2項)

この項は、選挙管理委員会が、第1項の規定による通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲で投票日を定めることを義務付けたものである。

「通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内」としたのは、投票所の開設準備、投票資格者名簿の作成、投・開票事務従事者の確保、投票用紙等の印刷、開票機材等の準備に、最低1箇月程度の期間が必要と見込まれるほか、投票に当たっては、市民への十分な情報提供や、市民の間での十分な議論が必要不可欠なことから、設定したものである。

投票日の設定に当たっては、市民への十分な情報提供及び市民の間での十分な議論が行えるように配慮するものとする。

(第3項)

この項は、市民投票の投票を国政選挙や市長、市議会議員等の選挙の投票日と同一日程で行うことは、投票率の向上や財政負担の軽減が見込まれるものの、公職選挙法の規定と異なり、投票資格を満18歳以上の未成年者や外国人に対しても認めていることや、選挙期間中の市民投票の投票運動が公職選挙法に抵触する懸念もあることなど、選挙運動や投票において有権者の混乱が生ずることが考えられるため、投票日が重ならないよう規定したものである。

(第4項)

この項は、第2項の投票日を定めた後に、当該投票日が選挙期日と同一の日となった場合には、第3項の考え方と同様に投票日を変更することを義務付けたものである。

(第5項)

この項は、第2項の投票日を定めた場合や第4項の規定により投票日を変更した場合は、選挙管理委員会がその投票日を7日前までに告示することを義務付けたものである。

投票日の周知に当たっては、市民の投票の案件に対する理解に十分配慮し、当該投票日まで十分な期間を設けて行うように努めるものとする。

(市民投票の形式)

第9条 市民投票は、賛成又は反対のいずれか一方の意思を問う形式で行われなければならない。

【趣旨】

この条は、市民投票の設問及び選択肢の設定方法について明らかにするものである。

【解釈・運用】

「賛成又は反対のいずれか一方の意思を問う形式」で行うこととしたのは、市民投票制度はアンケート調査とは性質が異なるものであり、投票の対象事項について議論が十

分に行われ、選択肢が2つに集約されているような状況で実施することによって、市民の意思を明確に表明してもらうためである。

論点について、二者択一に絞られていないような状況下においては、アンケート調査等の他の手段を用い、二者択一方式に出来るように選択肢を絞り込んだ上で市民投票を実施すべきである。

「賛成又は反対のいずれか一方の意思を問う形式」とは、二者択一形式の設問方式のことをいう。

(情報の提供)

第10条 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により市民に提供しなければならない。

2 市長は、前項に規定する情報の提供を行う場合は、市民投票に付された事項を公平かつ中立に取り扱わなければならない。

【趣旨】

この条は、市民投票の実施に当たり、投票の対象事項に関する市民の理解や関心を高めるとともに、投票の判断の基準となる情報提供をどのように行うべきかを明らかにするものである。

【解釈・運用】

(第1項)

この項は、市長は、市民投票を実施する際に、市民投票に関し、必要な情報を広報、ホームページ等を活用して情報提供を行うことを義務付けたものである。

情報提供を義務付けたのは、市民投票は、市政運営に係る重要事項について、市民に直接その賛否を問う仕組みであることから、市民の間に十分な議論を重ねた上で実施されるべきであることによるものである。

情報提供に当たっては、市民の間の十分な議論が可能となるよう、市民投票の実施の決定後速やかに適当な方法により情報提供を行うものとする。

(第2項)

この項は、市長からの一方的な情報提供とならないよう公平性・中立性に十分配慮した上で情報提供をすることを義務付けたものである。

市長は、この規定に基づき、情報提供に当たっては、市民が適切な判断を行えるよう、投票日等の事務的な情報だけでなく、賛成・反対両面からの意見を広報に掲載すること等に十分留意するものとする。

(投票運動)

第11条 市民投票に関する投票運動は、自由に行うことができる。ただし、買収、強迫等により投票資格者の自由な意思を拘束し、若しくは不当に干渉し、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

【趣旨】

この条は、市民投票の実施を告示した後の投票の対象事項に関する市民の理解や関心を高める上で欠くことができない投票運動の方法について規定するものである。

【解釈・運用】

「投票運動は、自由に行うことができる」としたのは、市民投票において、市民が投票の対象事項について熟慮し、適切な判断を行うための情報を得るには、その前提として投票の対象事項に関する市民の自由で活発な議論が必要となることによるものである。

なお、市民投票は、公職選挙法が適用されないため、同法の罰則に関する規定は適用されない。

ただし書は、投票運動を原則自由とする場合においても、買収、脅迫等の行為は市民生活を脅かし、市民の間の健全な議論を阻害することから、注意喚起を行う必要があることから規定したものである。

（市民投票の成立要件等）

第12条 市民投票は、一の市民投票に付された事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者の総数の2分の1を満たしたときに成立する。

2 選挙管理委員会は、市民投票が成立しない場合にあっても、市民投票の開票を行わなければならない。

【趣旨】

この条は、投票結果の信頼性と尊重義務を担保するため、投票の成立要件等を規定するものである。

【解釈・運用】

（第1項）

この項は、市民投票を実施するに当たって、一つの事項について投票した者の総数が投票資格者数の2分の1以上になった場合に成立することを定めたものである。なお、「満たした」とは「以上」という意味である。

成立要件を設定したのは、市民投票制度は、アンケートとは違い、政策等の方向性を決めるものであり、投票結果について信頼性を確保するために一定の基準が必要であることによるものである。

成立要件を「投票資格者の総数の2分の1」と設定したのは、投票資格者の少なくとも半数以上が投票に参加したということをもって、投票に参加していない市民に対しても投票結果に信頼性を持たせることを意図したものである。

（第2項）

この項は、開票事務を実施する選挙管理委員会に対して、投票率が2分の1に達した

か否かにかかわらず、市民投票の開票を行うことを義務付けたものである。

開票を義務付けたのは、投票率2分の1未満であった場合であっても、投票結果について市長の説明責任及び情報公開を全うする必要があるからである。

(開票結果の告示及び通知)

第13条 選挙管理委員会は、開票を行ったときは、直ちにその結果を告示するとともに、市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知があったときは、当該市民投票に係る請求代表者及び市議会の議長にこれを通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、市民投票の結果等の告示と通知の手續について規定するものである。

【解釈・運用】

(第1項)

この項は、選挙管理委員会が、市民投票の投票後に開票したときに、直ちに告示し、市長に通知することを義務付けたものである。

「その結果」とは、開票した内容(投票率、投票の成立・不成立、賛成票・反対票の票数及び比率等)をいう。

(第2項)

この項は、市長に対して、選挙管理委員会から開票結果について通知があった場合、請求代表者及び市議会の議長に通知することを義務付けたものである。

(請求等の制限期間)

第14条 市民は、市民投票に付された事項と同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、当該市民投票に付された事項に係る市民投票の開票結果の告示の日から2年を経過する日までの間は、請求等を行うことができない。

【趣旨】

この条は、制度の適切な運用を図るため、市民投票が実施され結果が公表された後、再度同一の事案について投票の請求を行うことができない期間を規定するものである。

【解釈・運用】

請求の制限期間を設けたのは、同一の事案について何度でも請求することができる場合、開票結果が出た後、すぐにその開票結果に反対する請求等が行われることが懸念されるためである。

「開票結果」とは、開票した内容(投票率、投票の成立・不成立、賛成票・反対票の票数及び比率等)をいう。

制限期間を2年間としたのは、市長選挙や市議会議員選挙が4年ごとに行われるため、少なくとも2年経過すれば選挙の争点になりうる点を考慮したものである。

(投票及び開票)

第15条 第7条から前条までに定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の例による。

【趣旨】

この条は、市民投票の投票及び開票の手続が公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則の例によることを明らかにするものである。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条は、この条例の施行に関し必要な永住外国人の登録の申請手続や各種様式については規則に委任し、定めることを明らかにしたものである。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(施行のために必要な準備)

2 この条例の規定による永住外国人に係る投票資格者名簿への登録の申請その他の投票資格者名簿の調製に関する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

【趣旨】

附則は、施行期日等について規定するものである。

【解釈・運用】

(第1項)

この条例の施行期日を平成21年10月1日としたのは、制度の周知や制度導入に当たっての体制整備(永住外国人の投票資格者名簿への事前登録や投票資格者名簿のシステム構築等)のために一定の期間が必要であることによるものである。

(第2項)

この項は、投票資格者名簿の調製を行う場合、永住外国人については、登録申請が必要であることから、制度が導入される前にあらかじめ必要な準備を行うことができることとしたものである。

改訂の経過

平成 21 年 4 月 1 日 逐条解説書作成

平成 24 年 7 月 9 日 逐条解説書改訂
・ 条例の改正に伴う改訂（第 3 条、第 5 条関係）

平成 25 年 6 月 30 日 逐条解説書改訂
・ 公職選挙法の改正に伴う改訂
（第 3 条関係）

平成 25 年 9 月 30 日 逐条解説書改訂
・ 自治基本条例の改正に伴う改訂
（第 1 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条関係）